施設設置及び占用に関する制限等一覧

別 紙 2

No	名 称	詳細	制 限 内 容	占用期間
1	電線		原則として地下埋設	10年
2	水道管	本線	頂部と地面の高さを1.5m以上とする	10年
3	水道施設		国土交通省令で定める基準に適合すること	10年
4	下水道管①	本線	頂部と地面の高さを1.5m以上とする	10年
5	下水道管②	幅員5m以上の園路その他重量物の圧力を受ける箇所	頂部と地面の高さを3.0m以上とする	10年
6	下水道施設		国土交通省令で定める基準に適合すること	10年
7	ガス管	本線	頂部と地面の高さを1.5m以上とする	10年
8	通路•鉄道•公共駐車場	地下に設けられるもの	管理者との協議	10年
9	標識		管理者との協議	10年
10	災害応急対策用の施設等		管理者との協議	10年
11	防火用貯水槽	地下に設けられるもの	頂部と地面の高さを1.0m以上とする	10年
12	河川管理施設、変電所	地下に設けられるもの	頂部と地面の高さを3.0m以上とする	10年
13	橋・道路・鉄道・軌道で高架のもの	園路の上部に位置する場合	高架施設最下部と園路面との高さを4.5m以上とする	10年
14	変圧塔		当該公園敷地面積が5ha以上であること	10年
15	索道•鋼索鉄道		管理者との協議	10年
16	警察署の派出所・付属物件	建築面積制限	A=30㎡以内	10年
17	郵便差出箱•公衆電話等		管理者との協議	3年
18	天体・気象又は土地観測施設	建築面積制限	A=10㎡以内	3年
19	災害応急対策用施設		国土交通省令で定める基準に適合すること	6ヶ月
00	一時収容施設	都市再開発法等に基づく施設	当該公園の敷地面積が0.5ha以上で「広場内」に設置すること	6ヶ月
20			建築面積は当該公園の広場の敷地面積の30/100以内	
0.1	条例で定めた施設	[教育施設]	当該公園の敷地面積が0.5ha以上で「広場内」に設置すること	6ヶ月
21			当該公園の広場の敷地面積の30/100以内	
22	競技会等の催事用仮設工作物		管理者との協議	3ヶ月
23	工事用施設	工事用板囲い・足場・詰め所・工事用材料置き場	管理者との協議	3ヶ月